

佐久市雇用対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における雇用の拡大に資するため、離職者又は新規学卒者を雇い入れた中小企業及び小規模企業の事業主に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 離職者 平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間において離職し、求職活動を行っている者をいう。
- (2) 新規学卒者 平成24年3月の中学校、高等学校、短期大学、専門学校、大学等の卒業者をいう。
- (3) 対象労働者 前2号に規定する者であって、雇用日以降1年を超えて市内に住所を有するものをいう。ただし、離職者にあつては、公共職業安定所若しくは職業安定法(昭和22年法律第141号)に定める職業紹介事業者の紹介により、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に雇用され、雇用日において年齢が満60歳未満のもの、新規学卒者にあつては、平成24年4月30日までに雇用されたものに限る。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、対象労働者を雇用した次の各号のいずれにも該当する市内に事業所を有する中小企業又は小規模企業の事業主(個人事業主にあつては市内に住所を有する者に限る。以下「事業主」という。)とする。

- (1) 対象労働者1人以上を、1年を超えて雇用した事業主
- (2) 締結した労働契約の内容である雇用期間に定めがなく、かつ、一週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度(30時間以上)であり、雇い入れ後、雇用保険一般被保険者となる対象労働者を雇用した事業主
- (3) 佐久公共職業安定所において雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定める適用事業所登録のある事業主
- (4) 出勤簿、賃金台帳、労働者名簿など労働関係帳簿を整備し、保管して

いる事業主

(5) 市町村民税の滞納がない中小企業又は小規模企業（以下「企業」という。）及びその事業主

(補助金額)

第4条 補助金の額は、対象労働者1人につき30万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業主は、対象労働者を雇用したときは、雇用日から3月以内に、佐久市雇用対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用計画書（様式第2号）
- (2) 雇用契約書の写しなど雇用契約内容がわかるもの
- (3) 雇用保険被保険者資格取得確認通知の写し
- (4) 離職者に係る公共職業安定所の紹介状の写し又は職業紹介事業者の求人求職紹介あっせん証明書（様式第3号）
- (5) 対象労働者に係る同意書（様式第4号）若しくは住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (6) 雇用保険受給資格者証、離職票の写しなど離職し、求職活動中であったことを証する書類又は卒業証書の写しなど新規学卒者であることを証する書類
- (7) 就業規則の写し
- (8) 誓約書（様式第5号）
- (9) 企業及びその事業主に係る市町村民税納税証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該事業主に対し、規則第6条に定める補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた事業主は、対象労働者を雇い入れた日から起算して1年を経過した日から30日以内に、佐久市雇用対策事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 佐久公共職業安定所が発行する雇用保険被保険者台帳
- (2) 出勤簿の写し
- (3) 賃金台帳の写し
- (4) 対象労働者に係る住民票の写し又は外国人登録済証明書（交付申請時に同意書を提出した者を除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付決定の内容に照らし審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業主に対し、規則第13条に定める補助金等確定通知書により通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該事業主に対し、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 事業主が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付後、補助金の交付要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
- (3) 事業主が、労働関連法令に反する行為を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると市長が認めたとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成21年12月22日告示第134号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成22年12月22日告示第180号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の佐久市雇用対策事業補助金交付要綱の規定により申請されているものについては、なお従前の例による。

- 3 平成22年4月1日から平成22年12月31日までの間に対象労働者を雇用した事業主の交付申請に係る改正後の佐久市雇用対策事業補助金交付要綱第5条の規定の適用については、「雇用日から3月以内」とあるのは「平成23年1月4日から平成23年2月28日まで」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平成23年5月12日告示第73号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の佐久市雇用対策事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により申請されているものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第2条第3号に規定する対象労働者を雇用している事業主については、改正後の佐久市雇用対策事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成23年4月1日から平成23年5月10日までの間に新要綱第2条第3号に規定する対象労働者を雇用した事業主の交付申請に係る新要綱第5条の規定の適用については、「雇用日から3月以内」とあるのは「平成23年5月12日から平成23年8月11日まで」と読み替えて適用するものとする。